

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方

- 令和6年2月1日以降に出産された国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の免除方法

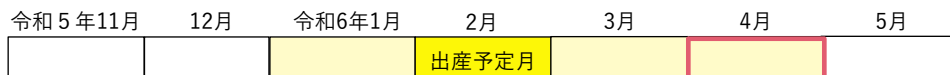
- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和6年度においては、産前産後期間のうち令和6年4月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和6年2月に出産した場合、令和6年4月の保険料が免除されます。令和6年4月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料免除方法は、一旦保険料を納付頂いた後に、産前産後期間の終了月を基準に軽減（免除）の計算を行い、組合員からの保険料引き取り口座に還付いたします。
出産費に直接支払制度をご利用の場合はご出産から3カ月後までに届出書をご自宅に送付いたします。（直接支払制度をご利用されない方は、本組合までご連絡ください。）

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 出産日（予定日）単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
※母子健康手帳の市町村の証明印のあるページ、出産者氏名、出産日（予定日）のわかるページのコピー、又は病院等が発行する出生証明書のコピー

問い合わせ先

鹿児島県医師国民健康保険組合
〒890-0053 鹿児島市中央町8-1 TEL：099-254-8124